

随意契約理由書

1 案件名称

桑津2丁目100mm配水管撤去工事

2 契約の相手方

明星建設株式会社

3 随意契約理由

本工事は、建設局施工の都市計画道路豊里矢田線新設工事及び電線共同溝工事の施工中に、道路工事等に支障となることが判明した100mmの存置管を撤去するもので、予期し得なかった電線共同溝工事の付帯工事です。

道路工事等の着手に際しては、沿道住民へ工事概要や完成時期について説明し、工事に対する理解を得ているところですが、沿道住民からは早期に完了し、すみやかに道路開放するよう強く要望されております。現在、存置管が支障となり道路工事等が施工できない状況の中、早急に本工事を施工する必要があります。

また、本工事は電線共同溝工事と密接に関連する付帯工事となるため、電線共同溝工事を施工している上記業者でなければ、道路工事等の工期の厳守や本工事の円滑な施工の確保ができません。

よって、現に契約履行中である工事契約者以外の者に履行させることが不利であるため、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号 06-6616-5577）

随意契約理由書

1 案件名称 工業用水道城東西部幹線（永田水管橋）500mm配水管修繕工事

2 契約の相手方 日本ヴィクトリック(株) 大阪支社

3 随意契約理由

本工事は、工業用水道城東西部幹線（永田水管橋）500mm配水管に設置している伸縮可とう管継手部からの漏水について、部品交換等を行い漏水修繕を行うものです。

当該伸縮可とう管は上記業者が製造したもので、既設部分と当該工事に取り替える部分は一体となって機能を発揮する必要性があることから、製造業者である上記業者が保有する独自技術や製作図等が必要となり、その他の業者では知り得ない設計・製作基準に基づく技術を必要とするため、上記業者以外では本修繕工事を適切に施工することができません。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5577）